平成２８年（フ）第２０号
岡山県倉敷市日吉町247番地５　テラスハウス日吉Ｂ号
債務者　川崎　益幸
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
熊本市中央区八王寺町29番２号　ミレニアム八王寺101
債務者　増岡早規子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
北海道北見市末広町163番地10
債務者　柴岡　孝行
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
さいたま市西区大字土屋1667番地９
債務者　李　　威霖
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
神奈川県座間市四ツ谷490番地　サマックスリビエールＢ―202号
債務者　稲垣あゆみ
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５０号
神奈川県座間市栗原中央２丁目21番９号　エステート山中Ｄ―102号
債務者　上田　　豊
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４９９号
埼玉県戸田市上戸田３丁目６番37号（鈴木荘201号室）
債務者　鈴木　　博
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
埼玉県幸手市大字内国府間694番地22
債務者　高橋　昌幸
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８０号
埼玉県川口市大字安行小山500番地　レジデンスサカタ101号
債務者　志村　久子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
埼玉県草加市八幡町594番地
債務者　鵜飼　秀一
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６３０号
大阪府阪南市下出72番地の１Ｂ202号
債務者　大谷　雅也
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
大阪府貝塚市森824番地１棟104号、前住所大阪府貝塚市森440番地11
債務者　峠田　章文
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
大阪府泉大津市我孫子１丁目10番４号
債務者　多炭　輝子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
大阪府岸和田市八幡町７番２―206号
債務者　北村　龍司
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
大阪府岸和田市下池田町３丁目13番３―307号
債務者　美並　美保
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
大阪府泉佐野市鶴原1165番地の２
債務者　坂本　晋章
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
大阪府岸和田市中井町３丁目14番３号　泉昭マンション１Ｂ号
債務者　坂本　　亮
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係